

中分類 33—金属製品製造業

総 説

この中分類には、主としてつぎのような鉄および非鉄金属製品を製造する事業所が分類される。すなわち、ブリキかんおよびその他のめっき板等製品、刃物、手道具類、一般金物類、電熱器を除く加熱装置、建設用、建築用金属製品、金属線製品および他に分類されない各種の金属製品などである。

重要な金属製品製造業で、他の中分類に分類されるものはつぎのとおりである。すなわち、金属製家具を製造する事業所は中分類23—家具、装備品製造業に、一般機械を製造する事業所は中分類34—一般機械器具製造業に、電気機械を製造する事業所は中分類35—電気機械器具製造業に、輸送用機械器具を製造する事業所は中分類36—輸送用機械器具製造業に、計量器、測定器、分析機器、測量機械、医療機械、理化学機械および時計を製造する事業所は中分類37—精密機械器具製造業に、宝石加工および貴金属製品を製造する事業所は中分類39—その他の製造業にそれぞれ分類される。鉄、非鉄金属およびそれらの合金ならびに基礎金属材料を製造する事業所は中分類31—鉄鋼業および中分類32—非鉄金属製造業に分類される。

小分類	細分類
番号	番号
331	ブリキかん、その他のめっき板等製品製造業
332	洋食器、刃物、手道具、一般金物製造業

331 ブリキかん、その他のめっき板等製品製造業

3311 ブリキかん、その他のめっき板等製品製造業

主としてかん詰用かん、ビールかん、一般用かん、石油かん、牛乳輸送用かん、アイスクリームかんおよびその他のめっき板等製品を製造する事業所をいう。

ただし、打抜およびプレス加工製品を製造する事業所は小分類335 [3351, 3352] に分類される。

○かん詰用かん（缶）製造業；石油かん製造業；ブリキかん製造業；ブリキ製容器製造業；パケツ製造業；エアゾールかん製造業

×打抜プレス加工製品製造業 [3351, 3352]；ドラムかん製造業 [3343]；鉄板製品製造業 [334]

332 洋食器、刃物、手道具、一般金物製造業

3321 洋食器製造業

主として食卓用刃物およびその他の洋食器（貴金属製を除く）を製造

中分類33—金属製品製造業

する事業所をいう。

- 食卓用ナイフ、フォーク、スプーン製造業；盆製造業
- ×洋食器（貴金属製）製造業 [3911]

3322 機械刃物製造業

主として金属加工機械（金属工作機械を除く）、木工機械、パルプおよび製紙機械、製本機械、皮革処理機械、たばこ製造機械などの機械に取り付けられる機械刃物を製造する事業所をいう。

ただし、金属工作機械に取り付けられる切削工具を製造する事業所は中分類34 [3444] に、建設および鉱山機械に取り付けられるビット、スペード、スチールなどを製造する事業所は中分類34 [3431] に分類される。

- 機械刃物製造業；木工機械刃物製造業；製紙機械刃物製造業；製本機械刃物製造業；たばこ製造機械刃物製造業
- ×切削工具製造業 [3444]；建設、鉱山機械用ビット、スペード、スチール製造業 [3431]

3323 利器工道具、手道具製造業（やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く）

主として機械用および農業用刃物を除くあらゆる種類の利器、工道具および手道具、すなわち、おの、かんな、のみ、金づち、ほう丁、ポケットナイフ、はさみ、バリカン、かみそり、マニキュア用器具、やっこ、ショベル、つるはし、ハンマおよびその他の修理業者、宝石加工業者、石工業者などの用いる特殊道具を製造する事業所をいう。

- おの（斧）製造業；かんな（鉋）製造業；のみ製造業；きり（錐）製造業；刃物製造業〔ほう丁（庖丁）、はさみ（鍼）、肉切用、製か（靴）用、彫刻用刃物など〕；かん切製造業；ポケットナイフ製造業；バリカン製造業；安全かみそり製造業（替刃を含む）；かみそり（剃刀）製造業；土工用具製造業；ショベル製造業；つるはし製造業；ハンマ製造業；石工用手道具製造業；宝石加工手道具製造業
- ×農業用刃物製造業 [3327]；医療用刃物製造業 [3731]；手道具製造業（動力付）[3444]；手引のこぎり製造業 [3326]

3324 作業用具製造業（刃物、工道具、やすり、農器具、のこぎり、手道具を除く）

主としてレンチ、スパナ、ペンチ、ドライバなどを製造する事業所をいう。

中分類33—金属製品製造業

ただし、主として利器工匁具および手道具を製造する事業所は細分類3323に、やすりは細分類3325に、のこぎりは細分類3326に、農器具は細分類3327に、動力付手持工具は中分類34〔3444〕に分類される。

- レンチ製造業；スパナ製造業；ペンチ製造業；ドライバ製造業
- ×機械刃物製造業〔3322〕；利器工匁具製造業〔3323〕；やすり製造業〔3325〕；のこぎり製造業〔3326〕；農器具製造業〔3327〕

3325 やすり製造業

主としてやすりの製造および目立てに従事する事業所をいう。

- やすり製造業；やすり目立業
- ×研磨布紙製造業〔3073〕

3326 手引のこぎり、のこ刃製造業

主として手引のこぎりおよびのこ刃（手引用、動力用）を製造する事業所をいう。

ただし、のこ盤製造業は中分類34〔3462〕に分類される。

- のこぎり製造業（手引のもの）；のこ刃製造業（丸および帯のこぎりのもの）
- ×製材機械製造業（のこ盤製造業）〔3462〕

3327 農器具製造業（農業用機械を除く）

主としてまぐわ、ホー、くわ、かま、大がま、すきなどを製造する事業所をいう。

主として農業用機械を製造する事業所は中分類34〔3421〕に分類される。

- 耕作用具製造業；養蚕用機器製造業（金属製のもの）；養きん（養糞）用機器製造業（金属製のもの）；養ほう（養蜂）機器製造業（金属製のもの）
- ×農業用機械製造業〔3421〕；土工用具製造業（ショベル、つるはし）〔3323〕

3329 他に分類されない金物類製造業

主として普通金物と呼ばれ他に分類されない種々の製品を製造する事業所をいう。

おもな製品は、扇錠、組かぎ、戸車およびその他建築用、建具用金具類、架線金物、自動車およびその他の輸送車両用の金具類、小箱、家

中分類33—金属製品製造業

具，トランク，スーツケース，袋物などの金具類，南京錠などである。

ただし，主としてボルト，ナットを製造する事業所は小分類337 [3371] に，くぎ，くつくぎなどは小分類336 [3361] に，機械刃物は細分類3322に分類される。

○建築用金物製造業；架線金物製造業；袋物用金具製造業；家具用金具製造業；建具用金具製造業；自動車用金物製造業；車両用金具製造業；船舶用金具製造業；かばん（鞄）金具製造業；錠前製造業；かぎ（鍵）製造業；金庫錠製造業；戸車製造業（金属製）

✗ボルト，ナット製造業 [3371]；くぎ，くつくぎ製造業 [3361]；機械刃物製造業 [3322]；魔法びん製造業（金属製） [3995]

333 暖房装置，配管工事用付属品製造業

3331 配管工事用付属品製造業（バルブ，コックを除く）

主として鋳鉄製，真ちゅう製などの配管工事用付属品，すなわち，継ぎ手，ノズル，蒸気抜き，水抜きなどを製造する事業所をいう。

ただし，主としてバルブを製造する事業所は中分類34 [3492] に，陶磁器製およびほうろう鉄器製の衛生器具および台所用品を製造する事業所は中分類30 [304, 3091] に分類される。

○配管工事用付属品製造業；金属製衛生器具製造業；ノズル製造業

✗バルブおよび付属品製造業 [3492]；ほうろう鉄器製造業 [3091]；陶器製配管用品製造業 [3041]；陶磁器製ちゅう房器具製造業 [3042]

3332 ガス機器，石油機器製造業

主としてガス，石油を燃料とする暖房機器，調理用機器および装置，冷蔵庫などを製造する事業所をいう。

おもな製品は，ガスおよび石油を燃料とするこんろ，レンジ，ストーブ（ポット式を含む），温風暖房機，湯沸器，冷蔵庫，保温庫，炊飯機器，ふろ釜，ふろ（風呂）バーナ，オーブン，フライヤ，ロースタ，タオルむし器，乾燥機，アイロンなどである。

○ガス機器製造業；石油機器製造業

3339 他に分類されない暖房，調理装置製造業（電気機械器具およびガス機器，石油機器を除く）

主として他に分類されない暖房または調理用器具および装置を製造す

中分類33—金属製品製造業

る事業所をいう。

おもな製品は、電気機械器具およびガス機器、石油機器を除くストーブ、こんろ、湯沸し、熱風炉、家庭用の蒸気または温水暖房装置、放熱器、焼却炉、ユニットヒータ、調理用機器および装置（調理用機械、洗浄装置）などである。

主として電気ストーブ、レンジ類を製造する事業所は中分類35〔3521〕に、工業窯炉を製造する事業所は中分類34〔3476〕に、電気炉を製造する事業所は中分類35〔3519〕に、工業用、動力用および船舶用、ボイラを製造する事業所は中分類34〔3411〕に、板金製煙突、板金製タンクまたは他の板金製品を製造する事業所は小分類334〔3343〕に分類される。

○暖房用器具製造業：暖房装置製造業（電気式を除く）；調理用機器および装置製造業（電気式を除く）；太陽熱利用温水装置製造業；放熱器製造業；焼却炉製造業；ユニットヒータ製造業

×電気ストーブ製造業〔3521〕；電気および電子レンジ製造業〔3521〕；電気こんろ製造業〔3521〕；炉製造業（工業用のもの）〔3476〕；製かん業（ボイラ、板金製タンク、板金製煙突など）〔3343〕；ガス機器、石油機器製造業〔3332〕

334 建設用、建築用金属製品製造業（製かん板金業を含む）

3341 建設用金属製品製造業

主として建設用の金属製品を製造する事業所をいう。

おもな製品は、鉄骨、鉄塔、鋼橋、貯蔵そう、金属さく、金属門、金属格子、鋼板煙突、階段などである。

○鉄骨製造業；鉄塔製造業；鋼橋製造業；貯蔵そう製造業；金属さく製造業；鋼板煙突製造業

×金属とびら製造業〔3342〕；シャッタ製造業〔3342〕；建築用ラス製品製造業〔3342〕；組立家屋（プレハブ）用金属製品製造業〔3342〕；板金製タンク製造業〔3343〕；板金製煙突製造業〔3343〕

3342 建築用金属製品製造業（建築用金物を除く）

主として建築用の金属製品を製造する事業所をいう。

おもな製品は、金属とびら、シャッタ、サッシ、建築用板金製品、建築用ラス製品、カーテンウォール、組立家屋用金属製品、建築装飾用金属製品などである。

○シャッタ製造業；建築用板金製品製造業；建築用ラス製品製造業；金属とびら製造業；組立家屋（プレハブ）用金属製品製造業

中分類33—金属製品製造業

×建築用金物製造業 [3329]

3343 製かん板金業

主として温水かん、板金製煙突およびタンク、ドラムかん、ガス容器（ボンベ）などの製造ならびに他の事業所のために溶接、折り曲げなどの作業を含む金属板加工および組立てに従事する事業所をいう。

○製かん（缶）業；温水かん（缶）製造業；蒸気かん製造業；鉄鋼板加工業（溶接、折曲げ、ろう付など）；ガス容器（ボンベ）製造業；板金製タンク製造業；板金製煙突製造業；ドラムかん（缶）製造業；コンテナ製造業（金属製のもの）
×建築用板金製品製造業 [3342]；発電用ボイラ製造業 [3411]；鋼板煙突製造業 [3341]；貯蔵そう製造業 [3341]

335 金属打抜、被覆、彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く）

3351 打抜、プレス加工アルミニウム、同合金製品製造業

主としてアルミニウム、アルミニウム合金の打抜きによって、びんの口金、調理用、家庭用、医療用器具の製造、打抜きまたはプレス加工された自動車車体あるいは機械部分品などの製造に従事する事業所をいう。

主として委託をうけてアルミニウム、アルミニウム合金の打抜きおよびプレス作業をおこなう事業所も本分類に含まれる。

○自動車車体部品製造業（アルミニウム、アルミニウム合金）（スタンプ、プレス製品）；機械部品製造業（アルミニウム、アルミニウム合金）（スタンプ、プレス製品）；金属プレス業（アルミニウム、アルミニウム合金）（自動車部品、機械部品、口金、その他の器具を製造するもの）；王冠製造業（アルミニウムのもの）；台所用品製造業（アルミニウム、アルミニウム合金）（スタンプ、プレス製品）；医療器具製造業（アルミニウム、アルミニウム合金）（スタンプ、プレス製品）

×ほうろう引製品製造業 [3091]；こはぜ製造業 [3954]；金属製トランク製造業 [2961]

3352 打抜、プレス加工金属製品製造業（アルミニウム、同合金を除く）

主としてアルミニウムおよびアルミニウム合金以外の金属の打抜きによってびんの口金、調理用、家庭用および医療用器具の製造、スタンピングまたはプレス加工された自動車車体あるいは機械部品などの製造に従事する事業所をいう。

中分類33—金属製品製造業

主として委託をうけてアルミニウムおよびアルミニウム合金以外の金属の打抜きおよびプレス作業をおこなう事業所も本分類に含まれる。

- 自動車車体部品製造業（アルミニウム、アルミニウム合金以外のスタンプ、プレス製品）；機械部品製造業（アルミニウム、アルミニウム合金以外のスタンプ、プレス製品）；金属プレス業（アルミニウム、アルミニウム合金以外のスタンプ、プレス製品）；王冠製造業（アルミニウム、アルミニウム合金を除く）；台所用品製造業（アルミニウム、アルミニウム合金以外のスタンプ、プレス製品）；医療器具製造業（アルミニウム、アルミニウム合金以外のスタンプ、プレス製品）
- ✖アルミニウム、アルミニウム合金のスタンプ、プレス製品製造業〔3351〕；金属製トランク製造業〔2961〕

3353 粉末や金製品製造業

主として金属粉を混合、型詰、圧搾、焼結を含む粉末や金によって機械部分品を製造する事業所をいう。

- 機械部分品製造業〔粉末や金（冶金）によるもの〕；超硬チップ製造業

3354 金属製品塗装業

主として委託をうけて金属製品にエナメル、ラッカーなどの塗装をおこなう事業所をいう。

ただし、漆の塗装をおこなうものは中分類39〔3971〕に分類される。

- エナメル塗装業（金属製品にエナメルを塗装するもの）；ラッカー塗装業（金属製品にラッカーを塗装するもの）
- ✖漆塗装業〔3971〕；ペンキ塗装業（主として看板書きをおこなうもの）〔8699〕

3355 溶融めっき業（鋼材めっき業を除く）

主として成形された製品に亜鉛被膜または他のめっきあるいはアルミニウム、鉛、亜鉛などの被膜をおこない、または、かんおよび諸器具のすず被膜直しをおこなう事業所をいう。

この種の事業のおもな仕事は、他人の所有する材料についておこなわれる。

亜鉛被膜、すず被膜または他のめっきに従事する圧延工場は中分類31〔315〕に分類される。

- 亜鉛めっき業（主として成形品におこなうもの）；すずめっき業（主として成形品におこなうもの）
- ✖亜鉛鉄板製造業〔3152〕

中分類33—金属製品製造業

3356 金属彫刻業

主として販売用として印刷以外の目的のために銀器、封印または他の金属製品に対し彫刻、たがね彫りをおこなう事業所をいう。

○金属彫刻品製造業

3357 電気めっき業（鋼材めっき業を除く）

主として電気めっきに従事する事業所をいう。

この種の事業のおもな仕事は、他人の所有する材料についておこなわれる。

○電気めっき業

×溶融めっき業〔3355〕；亜鉛めっき業（電気めっきによらないもの）〔3355〕；すずめっき業（電気めっきによらないもの）〔3355〕

3358 金属熱処理業

主として他から受け入れた金属製品、機械部品の焼入れ、焼なましなどの熱処理をおこなう事業所をいう。

○機械部品熱処理業；鋼材熱処理業；非鉄金属熱処理業

3359 その他の金属表面処理業

主として金属張りおよび研磨業、アルマイト加工業などをおこなう事業所をいう。

○電解研磨業；金属張り業；アルマイト加工業；研磨業；メタリコン業（修理業を除く）；金属防せい（防錆）処理加工業

×表面処理鋼材製造業〔315〕

336 金属線製品製造業（ねじ類を除く）

3361 くぎ製造業

主として他から受け入れた線（鉄、非鉄）からまたは、その線を引いてくぎ、特殊くぎなどを製造する事業所をいう。

主として線材からの一貫作業によってくぎ、特殊くぎを製造する事業所は中分類31〔3148〕および32〔3231〕に分類される。

○鉄くぎ製造業（受け入れた鉄線によるもの）；銅くぎ製造業（受け入れた銅線によるもの）

中分類33—金属製品製造業

×くぎ製造業（線材からの一貫作業によるもの）[3148]; かすがい製造業[3371]
銅くぎ製造業（線材からの一貫作業によるもの）[3231]

3369 他に分類されない金属線製品製造業

主として他から受け入れた線（鉄、非鉄）からまたは、その線を引いて、金網、じやかご（蛇かご）、綱索、有刺鉄線、溶接棒などを製造する事業所をいう。

主として線材からの一貫作業によって上記製品を製造する事業所は中分類31 [3148] および中分類32 [3231] に分類される。

○ざる製造業（受け入れた線によるもの）；ワイヤチェーン製造業（受け入れた線によるもの）；ビニル被覆鉄線製造業；溶接棒製造業；日よけ製造業（金属製のもの）；金網製造業（受け入れた線によるもの）；鋼索製造業（受け入れた線によるもの）

×小ねじ製造業[3371]; P C鋼より線（撚り線）製造業[3148]

337 ボルト、ナット、リベット、小ねじ、木ねじ等製造業

3371 ボルト、ナット、リベット、小ねじ、木ねじ等製造業

主としてボルト、ナット、リベット、小ねじ、木ねじ、スパイク、テーパピン、平行ピン、割ピン、びょう（鉤）、ターンバックル、座金などを製造する事業所をいう。

ただし、同様な製品を製造する圧延工場は中分類31に分類される。

○ボルト、ナット製造業；ビス製造業；木ねじ製造業；リベット製造業；大くぎ製造業；割ピン製造業；座金製造業；かすがい製造業

339 その他の金属製品製造業

3391 金庫製造業

主として金庫を製造する事業所をいう。

主として金庫室のとびらおよび内張安全金庫類を製造する事業所も本分類に含まれる。

○金庫製造業

×金庫鏡製造業[3329]; 金属製ロッカー製造業[2312]

中分類33—金属製品製造業

3392 金属製スプリング製造業

主として板ばね、火造ばね、コイル状平ばねなどを製造する事業所をいう。

○板ばね製造業；火造ばね製造業；火ばね製造業；ワイヤスプリング製造業

×スプリング製造業（圧延工場の一貫作業によるもの）[3111]

3393 フレキシブルチューブ製造業

主としてフレキシブルチューブを製造する事業所をいう。

○フレキシブルチューブ製造業

3394 金属製押出しチューブ製造業

主として鉛、亜鉛、アルミニウムおよびそれらの合金から押出しチューブを製造する事業所をいう。

○押出しチューブ製造業

3395 打はく製造業

主として金、銀、すず、アルミニウムおよびその他の金属はく（金属箔）を製造する事業所をいう。

○金属はく製造業；はく打業

×圧延はく製造業（圧延工場）[323]

3396 照明器具製造業（電気照明器具を除く）

主として電気照明器具を除く照明器具および設備、すなわち、ガス燈、カーバイト燈、石油燈、ガソリン燈および金属製反射鏡、同付属品を製造する事業所をいう。

主として電気照明器具を製造する事業所は中分類35 [3532] に分類される。

○ガス燈製造業；カーバイド燈製造業、石油燈製造業；ガソリン燈製造業；反射鏡製造業（金属製のもの）；ハリケンランプ製造業

×電気照明器具製造業 [3532]